

## 令和2年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年5月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時25分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	4番	庄倉 三保子		5番	野口 孝志	
	出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和				
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	B判定農地における特別委員会の判定結果について(資料別添)
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他	令和2年度第3回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	岡田局長	ただいまより、令和2年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	—省略—
3. 議事録	岡田局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長と





		<p>は元々竹林になっていたものを、整地をして今は畑になっています。去年の末くらいには作物が植えてありましたが、今は畑の格好でそのままになっています。排水に関しては、さんと相談をしまして、道路の方に流れる形で、の下側に水路がありますのでここにも流すと言う事で話をしています。一番下はL型擁壁を設置すると言う事です。その下には産廃業者が物を置いています、そこにもL型擁壁を設置しません。農地はほんの僅かですけれども、他の所に影響はないと言う事で転用は仕方が無いかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>ただ今説明がありました議案第2号につきまして、質疑を受けたいと思います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>
	一 同	無し。
	議 長	<p>無いようですので、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。</p>
議案第3号 非農地証明書 の交付について	議 長	<p>『議案第3号非農地証明の交付について』を上程いたします。</p> <p>提案者からの説明を求めます。</p>
	岡田局長	<p>議案第3号非農地証明書の交付について。下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。</p>
	局長補佐	<p>【『非農地証明の交付について』朗読（議案書4頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 登記・畑 現況・宅地 251㎡</p> <p>所有者：</p> <p>現地を調査した所、無断転用で建物が建っていました。事前着工で工事を行っていたため、顛末書を提出していただきました。顛末書の内容ですが、明治時代から代々この地について農地と言う認識がなく、宅地として使用していたとの事です。併せて明治時代からこの農地には物置が建っており、昭和時代になりますとアスファルト舗装、更に地下には下水道管が通っていたそうです。この様に20年以上に渡って宅地として使用していたそうです。非農地証明の根拠ですが、20年間そういった状況でしたが、確認できるものがございませんでしたので、平成2年国土地理院の航空図面で確認しているというものです。現在は明治から宅地部分に建っていた建物は取り壊し、新たに一般住宅が建てられていますが、残地の部分に今後車庫を建てられると言う事です。</p> <p>番号2</p> <p>土地の表示： 登記・畑 現況・山林 283㎡ 登記・畑 現況・山林 763㎡</p>

		<p>登記・畑 現況・山林 19 m<sup>2</sup></p> <p>所有者：</p> <p>昭和 50 年より耕作をしておらず、山林化したものです。</p> <p>非農地証明の根拠ですが、こちら 20 年間そういった状況でしたが、確認できるものがございませんでしたので、平成 2 年国土院航空図面で確認しているというものです。</p>
	議 長	こちらについても現地調査を行っておりますので、庄倉委員説明をお願いします。
	庄倉委員	場所ですが から入った所の の集落内です。15 ページに地図があります。17 ページの写真を見ますと申請地と記載がありますが、その下側、家に向かって左側の方に最近建てられた新しい家がありまして、顛末書を出されたものです。上側の申請地と矢印がある辺りは空き地となっておりますが、合板が敷いてありまして駐車場として使っていた気配が見受けられました。無断でされているなどという印象でした。前が道路ですが、道路との境界もきちんとしていないような気はしますが、以前からそのように使っていたと言う事で顛末書も出ていると言う事ですが、現地としてはこの様な状況だったと言う事です。
	議 長	この件につきまして、補足があります。空き地になっていた農地が駐車場として使われていた形跡がありました。無断転用しておきながら、未だに轍がついている。今も使用していると言う事で反省の色が見られない。この会で承認されても、一カ月は使用してはならないと本人にも伝えるように事務局に伝えました。
	庄倉委員	番号 2 番について説明します。
		こちらの 3 筆ですが、どれも山林化していて現地まで行くことができず、遠くからしか見えないほどでした。確かに木が沢山生えていて、農地ではないと遠目からですが確認が出来ました。
	議 長	ただ今説明がありました議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
		ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、『議案第 3 号非農地証明の交付について』議決承認されました。
議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	岡田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。
		内容について局長補佐より説明いたします。

局長補佐	<p>議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について説明いたします。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 5～11 頁)】</p> <p>整理番号 106 番～109 番      設定を受ける者： 3 名      設定をする者： 4 名      設定をする土地： 11 筆 計 13,221 m<sup>2</sup></p> <p>[農地中間管理権を取得する場合]      整理番号 370 番～372 番      設定を受ける者： 1 名      設定をする者： 3 名      設定をする土地： 8 筆 計 12,836 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。</p> <p>中間管理権を取得する案件につきましては、この次の議案で説明をさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今説明がありました議案第 4 号につきまして、質疑を受けたいと思います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>
田邊委員	<p>107 番についてですが、      さんは      の方だったかと思いますが、仕事をしながら約 2 町圃もの田を自分なりにやっていきたいと。      さんが      さんの息子さんであると言う事は認識していますが、この方の農地の動きを見ておりますと、一旦返されたり、借受けられたりと変動が激しい。そういう中で、この方は実際に耕作ができるのか。      勤めながらと言う事をお聞きしたいです。</p> <p>さん一人でできるのかどうかを教えてください。</p>
局長補佐	<p>お父様の代からこの農地は利用権設定されています。耕作をお願いする上で他の方よりも土地の利用に精通しておられるので、効率的に耕作ができますし、お母様や奥様や親族の方からご協力を頂ける状況だと聞いております。また地権者の方から      さんをお願いしたいと言う強い希望もございますし、利用権設定をして農地を守っていきたいと言う本人の希望もあります。</p>
田邊委員	<p>関連した質問です。と言う事は朝仕事前に      さんが農作業をしてから仕事に行かれると。或いはご家族の方がトラクターを運転して耕作をされると言う様な理解でよろしかったでしょうか。</p>
局長補佐	<p>機械の運転などはご家族ではなく本人がされます。</p>
議 長	<p>従事日数が 80 日で 2 町の耕作を一人でされると言うのは、本当に出来るのか非常に心配です。      も忙しいと聞いています。</p>
局長補佐	<p>確かに      勤めていますが、朝や土日も出て作業をされると言う事です。</p>
議 長	<p>私は      さんが土日などに作業されている姿を見たことがありません。確認ですが、又貸しはしていないですね。法に触れるようなことがあってはなりません。</p>

局長補佐	そう言った事は無いと聞いています。
糸田委員	昨年、お父様の さんが体調を崩された際に に作業の委託の話がありまして、亡くなられた後は昨年については さんと協力しながら でお手伝いをさせて頂いておりました。今年農地を整理しようと言う事で、農業委員会と さんと産業課と相談をして、今回利用権設定としてあがった農地は引き続き さん本人が耕作を行う農地です。作業はご家族と一緒にされますが、 も協力しましょうと言う事になっています。他の農地につきましては前回は議案が上がっておりましたが、 で集積をしていきます。 さんができない部分は で協力をしていくと言う事です。
作野委員	先ほど事務局からは耕作はご自身とご家族でやると聞きましたが、委員の話では、できない部分は がやりましょうと言う話を本人とされているとのことですが、事務局にもこの話はあったのでしょうか。
局長補佐	このことは事務局も聞いておりました。説明が不足してすみませんでした。
議長	今確かめたいのは、彼は で又貸しはあってはならないと言う事です。又貸しは法的に間違った事です。 が法に触れる等あってはならないと言う事は肝に銘じておかなければなりません。もしも法的に間違ったことをすれば、 さんの身に降りかかってくる。そう言った事をきちんと確かめてください。議事録にも記録をお願いします。
局長補佐	わかりました。
庄倉委員	議案を見ると、農作業従事日数が 80 日とあります。水稻ですと春から秋までの期間で作業を行わなければなりません。日数的にかなりハードになるかと思いますが、そういった所は大丈夫でしょうか？
局長補佐	改めて確認をしたいと思いますが、この日数は さんだけのものですので、ご家族の分が含まれておりません。
議長	であるならば、この農業経営の状況の項目に雇用労働力として日数を記入してください。本来は記入するべきことです。諸々確認していただいて、今回は保留にしておいてはいいのでしょうか。今回の案件は の方ですので、そう言った事をきちんと確認を取らねばいけません。今回は保留にして、再度きちんと聞き取りと調査をしてもらってから提案でいいのでしょうか。
田邊委員	もう一つだけ質問をさせてください。 委員に質問ですが、相互協力をされるときに、契約書を交わされているのでしょうか。先ほどから言っておりますが、相手は の方ですので法的に認められるような形での契約書が交わされているのかどうか教えてください。
糸田委員	うちの規定の中に作業受託費と言うのを設定していますので、その委託費でもって作業を受託すると言う事です。書面での契約は交わしていません。
田邊委員	分かりました。
議長	事前審査でも問題になりました。解約や契約が度重なっているため、本当にきちんとできるのか。できる範囲でやってもらえれば問題ないのですが。特に法令を遵守する必要がある方ですので、そういった方が法を冒してまでされることではないと思います。
市川委員	先ほど事前審査の話題が出ましたが、今皆さん方が質問された内容は

		会長が事務局に問い正しました。返答ができるように徹底的に調べるように言いました。又貸しの意味を事務局がよく分かっていないようですので、認識を深めて確認をして調査をし、再提出していただきたいと思ひます。
	議 長	市川委員からもこういった意見が出ました。今回は 107 番、108 番は保留にしたいと思ひますがよろしいでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	106 番、109 番はご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、『議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について』106 番、109 番のみ議決決定されました。
議案第 5 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 12～13 頁）】。
	議 長	議案第 5 号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思ひます。ご異議ございませんか。
	田邊委員	のものです、それぞれが現金と物納になった理由を教えてください。
	本田 課長補佐	で、賃借料は現金を希望される方の場合には 円、物納を希望される方の場合には玄米 k g という事で、こちらの賃料につきましては平成 30 年 4 月からされているという事でした。なお、今回玄米で希望されている 3 筆は、 にお住いの さんの農地ですが、ご本人の希望で玄米での支払いでお願いしたいということだったので、基準に沿った形として 10a あたり玄米 k g で契約をすると伺いました。以上です。
	田邊委員	わかりました。
	議 長	ご本人の意向により物納という事です。 他にご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。
議案第 6 号 B 判定農地にお ける特別委員 会の判定結果 について	議 長	議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	局長補佐	別添資料をご覧ください。4 月 14 日に行いました特別委員会による現地確認資料です。この日の特別委員会では、 の 4 か所について現地確認を行いました。1～24 番までが 地区、25～34 番までが 地区、35～39 番までが 地区、40～46 番までが 地区です。詳しくは担当農業委員より説明をお願いします。
	議 長	では、田邊委員ご説明をお願いします。
	田邊委員	4 月 14 日 9 時より、恩田会長、市川委員、井上武委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、田邊と事務局で現地調査へ行きました。特別委員会による現地確認資料をご覧ください。まず ですが、こちらは



		<p>さんと言う から上に上がっていく、資料ですと の家ですが、昔は田や畑で耕作していましたが、今は雑木が生えている状態で昔の様相を維持していない。そして今後耕作者もいない、と言う事で皆さんとこれならばやむを得ないと言う事で非農地が妥当だと判断しました。次に という場所ですが、 の公民館の上に さんやさん、 さんの農地がご置います。全部で約5反半の農地ですが、今はもう竹林になっています。こちらも皆さんで確認し、竹林であると、今後開墾して農地として使うのは難しいだろうと。非農地でやむを得ないと判断しました。次に という所です。こちらは の手前のバス停がある所です。 に抜ける農道がありましてそこに入ると山がありまして、これも昔は畑だったものですが、今はもう竹が生い茂っていて雑木が生えています。こちらも皆さんで見たところ非農地でやむを得ないと判断しました。次が の手前の右、道路際です。こちらも昔は田だったと言う事ですが、今は木が生い茂っている状況です。ここを新たに耕作がされることはまずないだろうと。誰が見ても森になっている状況ですので、やむを得ず非農地と言う事で判断しました。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	田邊委員さんから現地調査について説明がありました。議案第6号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので議案第6号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。
		(休憩 14:32~14:40)
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議 長	報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	岡田局長	農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法施行規則第68条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告します。 内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p>【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書14~15頁)】</p> <p>1、2番の農地につきましては、いずれも中間管理機構に出す分です。 3番は に特定作業受委託をされると聞いています。 4番は本日農地法3条で許可頂いたものです。所有権移転をされたのち、 さんと さんで利用権設定をされると聞いています。 さんは の代表をされています。</p>
	議 長	只今説明があった件について質疑を受けます。 何かございませんか。
	田邊委員	4番ですが、 さんが さんと僅か2カ月足らずで解約をし、今後 さんがされることになると思いますが通常2カ月足らずでの解約はあり得ないと思えますが。
	局長補佐	元所有者の さんですが、南部町から離れて50年経つと言う事で、現在は にお住まいですが、管理が難しいと言う事で特に農地については さんに所有権移転となったわけですが、所有者の意向で全て早急に贈与したいと言う事でした。実質は今まで さんが管理されておりましたが、今回は所有者が変わるだけで管理は さんにしていただくと言う事でご理解いただけたらと思えます。
田邊委員	もう一度 さんと さんで契約を結ばれると言うことでしょうか。	

	局長補佐	さんと さんで利用権設定をされると聞いています。
	庄倉委員	話を戻すようですみませんが、議案第 1 号の番号 2 でこの農地はさんが作っておられますかと言う質問をした際にはそうですと仰いましたが、さんが耕作していたということでしょうか。
	局長補佐	議案第 1 号をご覧ください。 と、 につきましては柿畑で、こちらについては さんが管理していました。 とは さんが耕作管理されています。 さんに所有権が移った後も、 さんが耕作されます。説明が不足し申し訳ございません。
	野口孝志委員	少し補足をします。本日現地確認で最初に行った柿畑は さんが耕作されています。二番目に見た柿畑は さんが以前から作っておられまして、 さんに所有権が移った後も引き続き さんが耕作すると言う確約を頂いています。田の方は の が以前から耕作していましたので、名義が変わるだけでそのまま継続して耕作されます。
	議長	議案第 1 号について誤りはありません。まずは さんから さんに所有権が移った後、それぞれ利用権の設定がされるという事です。
	局長補佐	来月利用権設定の申請をされます。利用権が移ってからでないと言議案に上げられないため来月になります。
	作野委員	4 番の土地の表示ですが、報告事項では となっておりますが、議案第 1 号では となっておりますがどちらの小字が正しいのでしょうか。
	局長補佐	議案第 1 号の方が正しいものです。大変失礼いたしました。今回 1 ヶ月程度での解約になりましたが、本人からの贈与を進めたいと言う強い希望がございましたので、このような形になったことをご理解いただければと思います。
	議長	短期間での変更が頻繁にある様では困ります。事前審査でもこの事についてはお伝えしました。今回は引き継いだ案件と言う事でなかなか難しい部分があったかと思えます。先月の合意解約の件もありますので、産業課と農業委員会とで相互でチェックする体制を取り、そういった事が無いようにやってください。他にご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	無いようですので報告 (1)『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』を終わります。
6. その他	議長	執行部よりお願いがございます。3 条の現地調査ですが、農業委員と最適化推進委員の 2 名で周っていますが、どちらかの方 1 名で現地調査に加わって欲しいと思えます。今回は車 3 台を連ねての調査でしたので、3 条についてのみ、地域のうち農業委員か最適化推進委員のどちらかが現地調査に同行すると言う形を取りたいと思えますが、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議が無いようですので、来月からは 3 条については 2 名の所を 1 名で現地調査を行うと決定したいと思います。

7. 令和2年度第1回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第2回南部町農業委員会総会は、令和2年6月10日（水）に開催します。
事務局よりお知らせ	局長補佐	クールビズについて。 5月21日開催 B判定特別委員会について。
	作野委員	花見会会計報告
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。